

令和6年4月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 高 井 康 之
(公印省略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（死亡診断書及び死体検案書の様式関係）

時下益々ご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡及び周知依頼がありました。

すなわち、死亡診断書及び死体検案書の様式は、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条第2項の規定により、同令第4号書式によらなければならないとされております。

今般、同書式中の「記入の注意」等について、下記のとおり改正する旨、厚生労働省医政局長より日本医師会あてに了知方依頼がありました。（別添ご覧ください。）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添通知に添付されております官報掲載の書式画像につきましては、追って厚生労働省医政局医事課により訂正※がある旨、申し添えます。

記

【改正の内容】

- 医師法施行規則第4号書式及び歯科医師法施行規則第4号書式について、「記入の注意」中、「産後42日未満の死亡の場合は」を、「産後1年未満の死亡の場合は」に改める。
- その他、所要の形式的な改正を行う。

【施行期日】

- 施行期日：公布の日
- なお、この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。また、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以 上

※訂正箇所：書式中の「死因の種類」欄に、本来表示されるべき選択肢が一部欠落している。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 Fax 06-6764-0267